

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

つがる市は、国民年金に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青森県つがる市長

公表日

令和6年6月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	・国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請、届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 1、国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 2、年金受給に伴う裁定請求事務 3、国民年金保険料の免除等申請事務 4、年金生活者支援給付金に関する事務
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 宛名システム 4. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民年金被保険者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第9条第1項 別表第一31、95の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) ・別表第一省令第24条の2、第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施しない] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会事務なし 情報提供事務なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒038-3192 つがる市役所 民生部 国保年金課 青森県つがる市木造若緑61番地1 電話:0173-42-2161 ファクス0173-42-3912 E-mail: kokunen@city.tsugaru.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒038-3192 つがる市役所 民生部 国保年金課 青森県つがる市木造若緑61番地1 電話:0173-42-2161 ファクス0173-42-3912 E-mail: kokunen@city.tsugaru.lg.jp

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供	実施の有無 未定	実施の有無 実施しない	事後	
平成29年6月1日	I 5 ②所属長	市民課長 増田 忠昭	市民課長 台丸谷 績	事後	人事異動
平成29年6月1日	II-1いつ時点の計数か	平成 27年7月1日	平成 29年4月1日	事後	
平成29年6月1日	II-2いつ時点の計数か	平成 27年7月1日	平成 29年4月1日	事後	
平成30年4月1日	I 5 ②所属長	市民課長 台丸谷 績	市民課長 川村 博文	事後	人事異動
平成30年4月1日	II-1いつ時点の計数か	平成 29年4月1日	平成 30年4月1日	事後	
平成30年4月1日	II-2いつ時点の計数か	平成 29年4月1日	平成 30年4月1日	事後	
平成31年4月1日	II-1いつ時点の計数か	平成 30年4月1日	平成 31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	I-5-② 所属長の役職名	市民課長 川村 博文	市民課長	事後	記載誤りに伴う修正
平成31年4月1日	II-1いつ時点の計数か	平成 30年4月1日	平成 31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	II-2いつ時点の計数か	平成 30年4月1日	平成 31年4月1日	事後	
令和2年4月1日	II-1いつ時点の計数か	平成 31年4月1日	令和 2年4月1日	事後	
令和2年4月1日	II-2いつ時点の計数か	平成 31年4月1日	令和 2年4月1日	事後	
令和3年4月1日	II-1いつ時点の計数か	令和 2年4月1日	令和 3年4月1日	事後	
令和3年4月1日	II-2いつ時点の計数か	令和 2年4月1日	令和 3年4月1日	事後	
令和4年4月1日	I-1-②事務の概要		4. 年金生活者支援給付金に関する事務	事後	
令和4年4月1日	I-3法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第9条第1項 別表31	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第9条第1項 別表第一の31、95の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) ・別表第一省令第24条の2、第68条の2	事後	
令和4年4月1日	I-5-①部署	民生部 市民課	民生部 国保年金課	事後	機構改革に伴う修正
令和4年4月1日	I-5-②所属長の役職名	市民課長	国保年金課長	事後	機構改革に伴う修正
令和4年4月1日	I-7請求先	〒038-3192 つがる市役所 民生部 市民課 青森県つがる市木造若緑61-1 電話:0173-42-1108 ファクス0173-42-2480 E-mail:soumu@city.tsugaru.aomori.jp	〒038-3192 つがる市役所 民生部 国保年金課 青森県つがる市木造若緑61番地1 電話:0173-42-2161 ファクス0173-42-2480 E-mail:kokunen@city.tsugaru.lg.jp	事後	機構改革に伴う修正
令和4年4月1日	I-8連絡先	〒038-3192 つがる市役所 民生部 市民課 青森県つがる市木造若緑61-1 電話:0173-42-1108 ファクス0173-42-2480 E-mail:soumu@city.tsugaru.aomori.jp	〒038-3192 つがる市役所 民生部 国保年金課 青森県つがる市木造若緑61番地1 電話:0173-42-2161 ファクス0173-42-2480 E-mail:kokunen@city.tsugaru.lg.jp	事後	機構改革に伴う修正
令和4年4月1日	II-1いつ時点の計数か	令和 3年4月1日	令和 4年4月1日	事後	
令和4年4月1日	II-2いつ時点の計数か	令和 3年4月1日	令和 4年4月1日	事後	
令和5年4月1日	I-7請求先	〒038-3192 つがる市役所 民生部 国保年金課 青森県つがる市木造若緑61番地1 電話:0173-42-2161 ファクス0173-42-2480 E-mail:kokunen@city.tsugaru.lg.jp	〒038-3192 つがる市役所 民生部 国保年金課 青森県つがる市木造若緑61番地1 電話:0173-42-2161 ファクス0173-42-3912 E-mail:kokunen@city.tsugaru.lg.jp	事後	
令和5年4月1日	I-8連絡先	〒038-3192 つがる市役所 民生部 国保年金課 青森県つがる市木造若緑61番地1 電話:0173-42-2161 ファクス0173-42-2480 E-mail:kokunen@city.tsugaru.lg.jp	〒038-3192 つがる市役所 民生部 国保年金課 青森県つがる市木造若緑61番地1 電話:0173-42-2161 ファクス0173-42-3912 E-mail:kokunen@city.tsugaru.lg.jp	事後	
令和5年4月1日	II-1いつ時点の計数か	令和 4年4月1日	令和 5年4月1日	事後	
令和5年4月1日	II-2いつ時点の計数か	令和 4年4月1日	令和 5年4月1日	事後	
令和6年4月1日	II-1いつ時点の計数か	令和 5年4月1日	令和 6年4月1日	事後	
令和6年4月1日	II-2いつ時点の計数か	令和 5年4月1日	令和 6年4月1日	事後	